

- 2025.12.26-2 -

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1386

本日はメルマガを3回に分けて配信しています。

お知らせメニュー

1. 社会保障審議会介護保険部会（第132回 R7.12.22）
 - －住宅型ホームのケアマネに利用者負担を導入 厚生労働省方針
新たなサービス類型を創設
 2. 社会保障審議会介護保険部会
 - －介護保険制度の見直しに関する意見のとりまとめが公表されました
 3. 「法的視点からの介護支援専門員業務～介護支援専門員の業務範囲の考え方
に関する研修会～」申込締め切りのお知らせ

【1】社会保障審議会介護保険部会（第132回 R7.12.22）

一住宅型ホームのケアマネに利用者負担を導入 厚生労働省方針 新たなサービス類型を創設

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は22日、住宅型有料老人ホームの入居者に特化した新たな相談支援のサービス類型を創設する方針を決めました。

この日の審議会（社会保障審議会・介護保険部会）に、今後の制度改革の方向性を描いた報告書案を提示。その中に構想を盛り込み、委員から大筋で了承を得ました。

給付費の伸びの抑制につなげる狙いがあります。

新たなサービス類型の対象となるのは、事前規制の「登録制」が適用される住宅型ホームの入居者です。この「登録制」は、厚生労働省が今年秋に新設を決めて具体化に向けた検討を進めている仕組みです。中重度の要介護者や医療ケアを要する高齢者らを受け入れる住宅型ホームが対象となります。

新たなサービス類型は、入居者のケアプラン作成と生活相談のニーズに一体的に対応します。厚生労働省はその報酬について、現行の居宅介護支援のような出来高払いではなく、介護付きホームのような定額払いとする構えをみせました。

そこで一定の利用者負担を徴収します。厚生労働省は報告書案に、利用者負担を避ける目的で不適切な「セルフケアプランの乱用」が起きないよう、「必要な対

応を検討する」と明記しました。

今回の施策の主眼は、住宅型ホームのケアマネジメントに利用者負担を導入することと、不適切な「囲い込み」の是正につなげることにあります。厚生労働省は介護付きホームとの制度的な公平性を確保しつつ、「使いきり」などを防いでサービス利用の適正化を図る考えです。このほか、業界内で居宅介護支援の利用者負担の導入に反対する声が根強いため、施策のスキームを峻別する狙いもあります。

厚生労働省は今後、新たなサービス類型の報酬や運営基準などを来年以降に審議会（社会保障審議会・介護給付費分科会）で詰める方針です。介護現場の関係者からは、「かえって囲い込みを助長することになりかねない」「ケアマネジャーの負担増を招く懸念がある」といった声も上がっており、制度設計のディテールが今後の大きな焦点となりそうです。

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「有料老人ホームの透明性のあり方、ケアマネジメントのあり方と利用者負担とはしっかりと分けて検討いただくことが重要」と強調しました。そのうえで、「居宅介護支援への利用者負担の導入については反対。新たなサービス類型の制度設計にあたっては、居宅介護支援に波及することのないよう、実態を十分に踏まえるとともに、関係者の意見を丁寧に聞きながら、ケアマネジメントの中立公平性の視点から慎重に検討いただきたい」と求めました。

◆新たなサービス類型の創設、閣僚折衝でも確認

24日、片山さつき財務相と上野賢一郎厚生労働相らが今後の介護保険の制度改正・報酬改定をめぐる折衝を行いました。介護従事者の幅広い賃上げを実施することなどと併せて、住宅型有料老人ホームの入居者に特化した新たな相談支援のサービス類型を創設し、一定の利用者負担を徴収する方針も確認されました。

実際に新たなサービス類型を創設する時期について、厚生労働省の関係者は「未定」と説明し、「住宅型ホームの制度改革の進捗や事業者の準備期間も考慮する」と述べるにとどめました。制度改正・報酬改定が予定される2027年度当初からの施行とならない可能性もあります。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67690.html

【2】社会保障審議会介護保険部会

－介護保険制度の見直しに関する意見のとりまとめが公表されました

- 昨年12月より1年間にわたり社会保障審議会介護保険部会で議論が進められてきた介護保険制度の見直しに関する意見のとりまとめが公表されました。
 - 地域包括ケアシステムの深化ではケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会にて議論されたケアマネジャーの業務の在り方や法定研修の在り方について、また有料老人ホームにおける新たな相談支援の新類型の創設についても検討の方向性が示されました。
 - このとりまとめを踏まえ、2026年1月から始まる通常国会に介護保険法等の、改正案が提出されます。

▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68030.html

【3】「法的視点からの介護支援専門員業務～介護支援専門員の業務範囲の考え方に関する研修会～」申込締め切りのお知らせ

- 本研修会は好評により、定員に達しました。
多くの方々に申し込みいただきありがとうございました。

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

- ## □実例から学ぶ！ケアマネジャー人材確保のヒント ～厚労省の動向と実例から読み解く、これからの採用戦略～

<https://www.jcma.or.jp/?p=899676>

【広告】20周年記念全国大会スペシャルスポンサーのご案内

今年度開催された「第19回一般社団法人日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会」のスペシャルスポンサーのご紹介です。

パラマウントベッド株式会社 <https://www.paramount.co.jp/>
株式会社最中屋 <https://monakaya.com/>

【広告】【全会員様向け特別特典】

介護業務支援「むすぼな AI」3か月無償トライアルのご案内

申込期間：25年12月～26年2月まで（先着500名様）

※申込状況により希望に添えない場合があります。

むすぼな AI 1周年記念といたしまして、初期費用を 25 年 12 月より大幅に見直しをいたしました。

【価格】初期費用：通常コース 20万円 ⇒ 9.8万円 居宅向けコース 3万円 ⇒ 1.98万円

■ むすぼな AI とは

ケアプラン・各種帳票作成を簡単にし、事務負担を大幅軽減する介護特化 AI です。

3か月無償トライアルへのお申し込みはこち

https://docs.google.com/forms/d/1aiHkYnMFB_IRu5KnRsHEs2N442ohLFJyWdvOR6szi-0/edit

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。

(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28
配信先達にて、上記URLを複数電話（お問い合わせ窓口）へ又は、お問い合わせ窓口へ記載する等

- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□も、ヨコがヨコについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
 - ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など

等幅フォントでご覧ください。

- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
